

キッチンカー（移動販売車）事業者登録申請要領

1. 目的

区立公園等のスペースを活用した魅力づくりの一環として、キッチンカー(移動販売車)(以下、「キッチンカー」と称す)を利用した飲食販売を行い、利用者の利便の向上と公園等の魅力を高めることを目的とする。

2. 概要

(1) キッチンカー事業者登録資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、キッチンカー事業者登録申請書にてキッチンカー事業者として登録することができる。

上記「1.目的」に同意できる者

キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者

都内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者

食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者

食品賠償保険等に加入している者

保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

江戸川区の販売スケジュール、区画に同意できる者

各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者

(2) キッチンカー事業者登録申請の禁止事業者

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）

破産者であって、復権していない者

銀行取引停止処分を受けている者

懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者

集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

特別区民税等の税金を滞納している者

暴力団関係者及びその繋がりとされる者

(3) キッチンカー事業者登録審査

申請を受理した後、審査し、適格者のみが江戸川区にキッチンカー事業者として登録される。この登録事業者のみが、「出店占有申請書」を提出することができる。（単年度登録）

なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

(4) 出店場所及び区画

別表1「出店場所一覧」を参照 予告なく変更される場合がある。

(5) 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。

(6)販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び江戸川区が不適当と判断したものの。

(7)出店スケジュールの調整及び周知

江戸川区にて調整し決定する。

基本的に、出店占用申請の該当月の前月中旬に江戸川区が調整を行った後、出店占用申請者に対し該当月の前月中にスケジュールを周知する。

江戸川区が行う調整とは、過去の販売実績、事務処理手続きの履歴及びメニュー等を考慮した総合的な調整のことをいう。

(8)出店占用時間

原則として午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。なお、状況により時間の短縮、及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9)占用料(江戸川区立公園条例六条別表二)

1 日当たりの占用料を 3,510 円とし、出店日分を当月最終出店日より 5 日以内に金融機関に納入することとする。なお、キッチンカー事業者は出店した日を含む 3 日以内に販売実績報告書を江戸川区へ提出すること。

3. その他留意事項

- (1) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自で行うこと
- (2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
- (3) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること
- (4) 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
- (8) キッチンカーの破損、紛失等について、江戸川区は一切責任を負わない
- (9) キッチンカー事業者は、江戸川区の出店場所の調整に対し誠意をもって努めること
- (10) 江戸川区の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取りやめをした場合、キッチンカー事業者登録を取り消すことがある

4. キッチンカー事業者登録申請方法

江戸川区ホームページよりダウンロードした「キッチンカー事業者登録申請書」へ記入し、必要資料を添付のうえ水とみどりの課へ申請する。

5. お問い合わせ(土日祝日を除く平日 8:30～17:15 まで)

江戸川区土木部水とみどりの課調整係

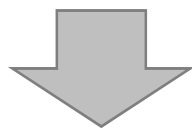
〒132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1

03-5662-0320 FAX 03-3674-6797

メールアドレス：mizutomidori@city.edogawa.tokyo.jp

<<出店までの流れ>>

江戸川区ホームページ「キッチンカー(移動販売車)事業者申請要領」を確認

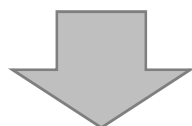


以下の書類を 要領 5. 問い合わせ先 へ送付

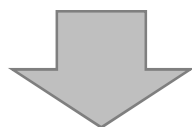
- ・キッチンカー事業者登録申請書 1部
- ・営業許可証 一式 の写し 1部
- ・(車両をリース契約している者は)リース契約書一式の写し 1部
- ・食品衛生責任者(又はそれに代わる資格証明書)の写し 1部
- ・食品賠償保険等の証明書 の写し 1部
- ・車検証の写し 1部
- ・(法人の場合は)定款 1部
- ・事業概要書(法人は会社案内で代用可) 1部
- ・販売車写真画像 数枚 (*車幅・車高を記入。ナンバープレート確認可能な写真)



江戸川区にて審査 (7日前後)

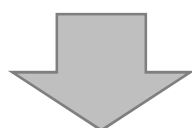


公園占用申請 (Fax 申請可)



出店調整を行い、出店可能場所、出店日の決定後、メールにて通知

出店



出店日を含む3日以内に、「販売実績報告書」を提出